

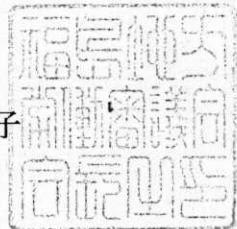


写

福島労審発第41号
令和2年6月26日

福島労働局長
岩瀬信也 殿

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子



福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年5月20日付け福島労発基0520第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

写

別 紙

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

別表のとおり

4 効力発生の日

令和2年9月1日

写

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

別 表

対象業務	内 容	金額
コネクター差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。	1端子につき32銭

(備考)コネクターとは接続子であり、コネクター差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。